

令和 7 年度産業廃棄物最終処分場に係る浸透水、放流水等の水質検査業務委託

仕 様 書

本仕様書は、令和 7 年度に長崎県（以下「甲」という。）が発注する下記業務委託について、受託者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1. 業務番号及び業務名

7 資循委第 3 号

令和 7 年度産業廃棄物最終処分場に係る浸透水、放流水等の水質検査業務委託(以下「業務」という。)

2. 業務目的

本業務は、甲が指定する県内の産業廃棄物最終処分場の浸透水、放流水等について、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 総理府・厚生省令第 1 号（以下「省令」という。））」等に定める検査項目の分析を行い、当該施設を指導するうえで必要な基礎的資料を作成することを目的とする。

3. 業務期間

契約日から令和 8 年 2 月 27 日まで

4. 業務場所

受託事業者の事業所内

5. 業務内容

乙は、甲が採取した浸透水、放流水等の検体について、省令で定める方法及び最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法（平成 12 年環境庁・厚生省告示第 1 号）による分析を行い、分析結果を取りまとめた報告書を甲に提出する。

6. 分析方法等

下表の区分により採取された検体について分析する。

検査対象の種別		検体数	採取区分	分析項目	分析項目数	総分析項目数	
最終処分場法定項目等	管理型最終処分場	2	放流水	ダイオキシン類、及び省令の別表第1の項目等（別表1のとおり）	45	90	令和7年6～10月に採取予定。 ※安定型最終処分場の保有水等は令和7年6月～令和7年12月に採取予定。 ※河川は令和7年6月及び令和7年12月に採取予定。 日程を決定次第、甲から乙へ連絡するものとする。
		2	周縁地下水（上流部）	省令の別表第2の項目等（別表2のとおり）	25	50	
		2	周縁地下水（下流部）	省令の別表第2の項目等（別表2のとおり）	25	50	
	安定型最終処分場	8	浸透水①	省令の別表第2の項目等（別表3のとおり）	30	240	
		(注1) 2	浸透水②	省令の別表第2の項目等（別表4のとおり）	48	96	
		9	周縁地下水（上流部）	省令の別表第2の項目等（別表2のとおり）	25	225	
		9	周縁地下水（下流部）	省令の別表第2の項目等（別表2のとおり）	25	225	
安定型最終処分場保有水等	(注2) 2	保有水等	省令の別表第2の項目等（別表5のとおり）	31	62		
河川	(注3) 4	最終処分場下流域	省令の別表第2の項目等（別表3のとおり）	30	120		
計		40			—	1,158	

（注1）安定型産業廃棄物最終処分場の浸透水②の検体数「2」とは、特定の安定型産業廃棄物最終処分場において、浸透水を1箇所採水し、時期を分けて2回行うものである。

（注2）安定型産業廃棄物最終処分場の保有水等の検体数「2」とは、特定の安定型産業廃棄物最終処分場において、保有水等を2箇所採水し、それを1回行うものである。

（注3）河川の検体数「4」とは、特定の安定型産業廃棄物最終処分場の下流域において河川水を2箇所採水し、それを2回行うものである。

- 備考 1 産業廃棄物、最終処分場の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）によるものとする。
- 2 産業廃棄物最終処分場のうち、「管理型最終処分場」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに規定する最終処分場をいう。
- 3 産業廃棄物最終処分場のうち、「安定型最終処分場」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロに規定する最終処分場をいう。
- 4 「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に定めるものをいう。
- 5 「放流水」とは、管理型最終処分場で保有水等集排水設備より集められ処理された保有水等をいう。
- 6 「浸透水」とは、安定型最終処分場で安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等とする。
- 7 「周縁地下水」とは、最終処分場内埋立地からの浸出液による周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる同埋立地の上流部及び下流部の地下水をいう。
- 8 産業廃棄物最終処分場におけるダイオキシン類の分析は、管理型最終処分場の放流水と安定型最終処分場の浸透水②について実施する。
- 9 検体については、検査対象の各最終処分場及び河川において、検体採取区分別に分析項目に応じて甲が採取する。

(2) 分析方法

採取検体の分析は、次に示す方法によるものとする。

ダイオキシン類	日本産業規格「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法 J I S K 0 3 1 2 : 2 0 2 0」
その他の項目	「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」(平成10年6月16日環境庁、厚生省告示第1号)

(3) その他

毒性等量 (TEQ) を算出するための毒性等価係数 (TEF) は、WHO-TEF (2006) を用いるものとする。

なお、毒性等量の算出にあつては各異性体の毒性等量の合計をもって全体の毒性等量とする。

ただし、各異性体の測定値が定量下限未満である場合は、当該異性体の測定値は零として算出する。

7. 検体採取容器の準備及び検体の引き渡し方法等

(1) 検体採取容器の準備

乙は、検体の採取に必要な容器 (あらかじめ、乙により検体の種別等を示すラベルを貼付したもの。) 及び器具を準備し、甲が指定する各県立保健所に宅配便等により送付するものとする。

なお、検体採取容器の送付については、各県立保健所担当者に連絡のうえ行うこと。

①検体採取用容器の仕様 ※同等以上のものであれば可。

容器の種別	容量・形状	保存する 検体の量	本体材質	前処理 (乙が行う)	検体採取時の処理 (甲が行う)
ダイオキシン類用容器	3リットル × 2個 ガロン瓶	6リットル	硬質ガラス		
PCB用容器	2リットル ねじ口瓶	2リットル	硬質ガラス		
重金属用容器	1リットル 角型瓶	1リットル	ポリエチレン		
シアン化合物用容器	0.5リットル 角型瓶	0.5リットル	ポリエチレン		
六価クロム用容器	0.5リットル 角型瓶	0.5リットル	ポリエチレン		
農薬用容器	2リットル ねじ口瓶	2リットル	硬質ガラス		
VOC用容器	0.2リットル ねじ口瓶	0.2リットル	硬質ガラス		
大腸菌数用容器	0.1リットル 広口瓶	0.1リットル	ポリエチレン	滅菌	
COD、SS、pH等用容器	2リットル 角型瓶	2リットル	ポリエチレン		
BOD用容器	0.5リットル 広口瓶	0.5リットル	ポリエチレン		
n-ヘキサン抽出物用容器	2リットル ねじ口瓶	2リットル	硬質ガラス		
1,4-ジオキサン用容器	0.5リットル ねじ口瓶	0.5リットル	硬質ガラス		
クロロフェン用容器	0.1リットル ねじ口瓶	0.1リットル	硬質ガラス		
DO用容器	0.1リットル フラン瓶	0.1リットル	硬質ガラス		検体採取後固定

備考 1 各容器の容量は、各検体を保存できる最適の容量のものとする。

なお、ダイオキシン類用の容器については、1検体につき複数 (2~4 個程度) の容器の使用を

可とする。表は、3リットルの容器を2個使用する場合。

- 2 各容器は、各検体の保存に適し、分析結果に影響を与えない容器とする。
- 3 ガラス瓶については、蓋の材質はフェノール樹脂等、パッキンはテフロンライナー等とする。
- 4 重金属用容器とは、次の物質について分析する検体を保存するための容器とする。
アルキル水銀、アルキル水銀化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、
カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、
セレン及びその化合物、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、
溶解性マンガン含有量、クロム含有量
- 5 農薬用容器とは、次の物質について分析する検体を保存するための容器とする。
有機燐化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、フェノール類含有量
- 6 VOC用容器とは、次の物質について分析する検体を保存するための容器とする。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、
四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン）、
1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン
- 7 COD、SS、pH等用容器とは、次の物質について分析する検体を保存するための容器とする。
COD、SS、pH、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、
窒素含有量、燐含有量、ヨウ素消費量、電気伝導率
- 8 表中の略号は、下記のとおり。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質質量）
pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）

②検体採取に必要な器具

周縁地下水等採取用器具 6個 ※放流水については保健所の器材により採水する。
本体下部の弁の開閉により採水する構造のもの。ナイロンロープ（40m）付き。
外径 50mm、長さ 600mm、採水量 600ml 材質：本体 アクリル、弁・取っ手等 ステンレス

③容器等の送付先

名 称	所在地	検査する施設、箇所数			
		最終処分場法定項目等		安定型最終処分場保有水等	河川
		管理型	安定型		
西彼保健所	長崎市滑石1-9-5	1施設	2施設		
県央保健所	諫早市栄田町26-49		4施設	2箇所	2箇所
県南保健所	島原市新田町347-9		1施設		
県北保健所	平戸市田平町里免1126-1	1施設			
五島保健所	五島市福江町7-2		1施設		
対馬保健所	対馬市厳原町宮谷224		1施設		
計		2施設	9施設	2箇所	2箇所

（注1）「管理型」では、管理型最終処分場1施設あたり放流水、地下水上流部、同下流部を各1検体採取する。

（注2）「安定型」では、安定型最終処分場1施設あたり浸透水、地下水上流部、同下流部を各1検体採取する。

（注3）「安定型最終処分場保有水等」及び「河川」では、1箇所あたり1検体採取する。

④ 容器の送付先別数量（単位：個）

容器の種別 送付先	検査対象の 最終処分場 等の区分	ダイオキシン類	PCB	重金属	シアン化合物	六価クロム	農薬	VOC	大腸菌数	COD、 SS、 pH	BOD	n-ヘキサン抽出物	1,4-ジニトロベンゼン	クロロホルム	DO
容器の容量（リットル）		3	2	1	0.5	0.5	2	0.2	0.1	2	0.5	2	0.5	0.1	0.1
容器本体の材質		ガラス	ガラス	PE	PE	PE	ガラス	ガラス	PE	PE	PE	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス
西彼保健所	法定(管理)	2	3	3	3	3	3	3	1	1	1	1	3	2	
	法定(安定)		6	6	6	6	6	6	2	2	2		6	6	
	小計	2	9	9	9	9	9	9	3	3	3	1	9	8	
県央保健所	法定(安定)	4	13	13	13	13	13	13	5	5	5	2	13	13	4
	保有水等		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	4
	河川		4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	
	小計	4	19	19	19	19	19	19	11	11	11	2	19	19	8
県南保健所	法定(安定)		3	3	3	3	3	3	1	1	1		3	3	
	小計		3	3	3	3	3	3	1	1	1		3	3	
県北保健所	法定(管理)	2	3	3	3	3	3	3	1	1	1	1	3	2	
	小計	2	3	3	3	3	3	3	1	1	1	1	3	2	
五島保健所	法定(安定)		3	3	3	3	3	3	1	1	1		3	3	
	小計		3	3	3	3	3	3	1	1	1		3	3	
対馬保健所	法定(安定)		3	3	3	3	3	3	1	1	1		3	3	
	小計		3	3	3	3	3	3	1	1	1		3	3	
二重測定		1													
トラブルブランクテスト		1													
合 計		10	40	40	40	40	40	40	18	18	18	4	40	38	8

備考1 ダイオキシン類の容器については、1検体について3リットルの容器を2個使用する場合。

2 表中「容器本体の材質」の、ガラスは硬質ガラス、PEはポリエチレンを示す。

3 「二重測定」とは同一検体を2回検査すること。

4 「トラブルブランクテスト」とは、ブランク試料を検体と同様に取り扱い、検体採取準備時から検体分析時までの汚染の有無を確認するために行うもの。

(2) 検体の引き渡し

検体の引き渡しは、各保健所から乙に宅配便等（乙の着払い）により検体採取の都度行うものとする。なお、宅配便等による運送費については、甲が乙に支払う委託代金に積算する。

8. ダイオキシン類分析に関する留意点

(1) 乙は、ダイオキシン類濃度の分析において、計量法第 121 条の 2 に規定する特定計量証明事業者認定制度（以下「MLAP」という。）の認定を受けていない場合は、当該認定を受けた検査機関へ外注すること。

(2) 以下の①,②の場合に応じて、乙はダイオキシン類濃度の分析について、甲との委託契約締結後、別紙 1 又は 2 に示す作成要領に基づき標準作業手順書を作成し、甲に提出するものとする。

① 乙が MLAP 認定検査機関である場合 － 別紙 1

② 乙がダイオキシン類濃度の分析を MLAP 認定検査機関へ外注する場合 － 別紙 2

(3) 業務は、標準作業手順書について甲の承諾を得た後に開始するものとする。

(4) 乙は、甲の指示により、調査検体の 10%以上を対象として二重測定を行うとともに、トラベルブランクテストを 1 回行うものとする。ただし、(2)②の場合、二重測定及びトラベルブランクテストは、外注する検査機関に行わせるものとする。

9. 成果物及び報告

(1) 乙は、本業務の成果物として、甲が定めた期限内に、検査対象とする最終処分場法定項目等、安定型最終処分場保有水等及び河川ごとに次のとおり報告書を提出するものとする。

① 最終処分場法定項目等

ア 報告書記載事項等

ダイオキシン類濃度の分析に係る精度管理方法及び結果
分析方法及び分析結果並びに考察
分析結果に関する計量証明書

イ 成果物及び提出部数

報告書 1 部
報告書の電子データを記録した CD-ROM 1 部

ウ 提出期限

契約期間満了日

エ その他

ダイオキシン類以外の項目の分析結果については、報告書の提出に先立ち、検体送付後 2 か月以内に、分析結果の速報値を FAX 又は電子メールにより長崎県県民生活環境部資源循環推進課あて連絡するものとする。

② 安定型最終処分場保有水等及び河川

ア 報告書記載事項等

分析方法及び分析結果並びに考察

分析結果に関する計量証明書

イ 成果物及び提出部数

報告書 Ⅰ部

報告書の電子データを記録したＣＤ－ＲＯＭ Ⅰ部

ウ 提出期限

契約期間満了日

エ その他

分析結果については、各回すべての分析が終了後、すみやかに分析結果の速報値を FAX 又は電子メールにより長崎県県民生活環境部資源循環推進課あて連絡するものとする。

また、甲が承認した場合は、乙は、その承認の範囲において、安定型最終処分場保有水等又は河川に係る報告書記載事項の一部又は全部を最終処分場法定項目等に係る報告書において記載し、その最終処分場法定項目等に係る報告書を提出することをもって、安定型最終処分場保有水等又は河川に係る報告書の提出に代えることができる。

(2) 報告書の提出場所

長崎県県民生活環境部資源循環推進課

(3) その他

① 検体分析の結果、分析対象の有害物質が基準を超過している場合は、判明の時点で速報値として速やかに甲に報告するものとする（様式は任意）。基準超過の場合、乙は、甲と協議のうえ、その項目に限り、再分析を実施するものとする。

② 本仕様書に明記されていない事項並びに疑義等が生じた場合には、甲と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

別表 1

管理型最終処分場(放流水)

	項 目
1	アルキル水銀化合物
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
3	カドミウム及びその化合物
4	鉛及びその化合物
5	有機リン化合物 ※1
6	六価クロム化合物
7	砒素及びその化合物
8	シアン化合物
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
10	トリクロロエチレン
11	テトラクロロエチレン
12	ジクロロメタン
13	四塩化炭素
14	1,2-ジクロロエタン
15	1,1-ジクロロエチレン
16	シス-1,2-ジクロロエチレン
17	1,1,1-トリクロロエタン
18	1,1,2-トリクロロエタン
19	1,3-ジクロロプロペン
20	チウラム
21	シマジン
22	チオベンカルブ
23	ベンゼン
24	セレン及びその化合物
25	1,4-ジオキサン
26	ほう素及びその化合物
27	ふっ素及びその化合物
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
29	水素イオン濃度(水素指数)
30	生物化学的酸素要求量
31	化学的酸素要求量
32	浮遊物質質量
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)
35	フェノール類含有量
36	銅含有量
37	亜鉛含有量
38	溶解性鉄含有量
39	溶解性マンガン含有量
40	クロム含有量
41	大腸菌数
42	窒素含有量 ※2
43	燐含有量 ※2
44	ダイオキシン類
45	電気伝導率

※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。

※2 窒素含有量及び燐含有量については、湖沼や閉鎖性水域に排出される放流水以外は、参考値として分析する。

別表 2

管理型・安定型最終処分場(周縁地下水 上流部・下流部)

	項 目
1	アルキル水銀
2	総水銀
3	カドミウム
4	鉛
5	六価クロム
6	砒素
7	全シアン
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン
24	1,4-ジオキサン
25	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)

別表 3

安定型最終処分場(浸透水①、河川等)

	項 目
1	アルキル水銀化合物
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
3	カドミウム及びその化合物
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	シアン化合物
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	1,4-ジオキサン
25	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
26	水素イオン濃度(水素指数)
27	生物化学的酸素要求量
28	化学的酸素要求量
29	大腸菌数
30	電気伝導率

別表 4

安定型最終処分場(浸透水②)

	項 目
1	アルキル水銀化合物
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
3	カドミウム及びその化合物
4	鉛及びその化合物
5	有機燐化合物※1
6	六価クロム化合物
7	砒素及びその化合物
8	シアン化合物
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
10	トリクロロエチレン
11	テトラクロロエチレン
12	ジクロロメタン
13	四塩化炭素
14	1,2-ジクロロエタン
15	1,1-ジクロロエチレン
16	1,2-ジクロロエチレン
17	1,1,1-トリクロロエタン
18	1,1,2-トリクロロエタン
19	1,3-ジクロロプロペン
20	チウラム
21	シマジン
22	チオベンカルブ
23	ベンゼン
24	セレン及びその化合物
25	1,4-ジオキサン
26	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
27	ほう素及びその化合物
28	ふっ素及びその化合物
29	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
30	水素イオン濃度(水素指数)
31	生物化学的酸素要求量
32	化学的酸素要求量
33	浮遊物質量
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)
35	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)
36	フェノール類含有量
37	銅含有量
38	亜鉛含有量
39	溶解性鉄含有量
40	溶解性マンガン含有量
41	クロム含有量
42	大腸菌数
43	窒素含有量
44	燐含有量
45	ダイオキシン類
46	電気伝導率
47	ヨウ素消費量
48	溶存酸素量

※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。

別表5

安定型最終処分場(保有水等)

	項 目
1	アルキル水銀化合物
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
3	カドミウム及びその化合物
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	シアン化合物
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	1,4-ジオキサン
25	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
26	水素イオン濃度(水素指数)
27	生物化学的酸素要求量
28	化学的酸素要求量
29	大腸菌数
30	電気伝導率
31	溶存酸素量

産業廃棄物最終処分場に係る浸透水、放流水等の水質検査業務における
ダイオキシン類等分析業務の標準作業手順書作成要領

業務仕様書に定める「標準作業手順書」は、以下の内容及び必要な様式を含んだものとする。

1. 全体について

- (1) 試料採取から分析、データ整理、データの確定手順、報告書作成等までのフロー図と概要
- (2) 全操作ブランク試験の実施計画
- (3) 対象媒体の、通常用いる分析条件における定量下限値及び検出下限値
- (4) 汚染対策、作業工程管理、異常時の措置

2. 前処理について

- (1) 前処理方法の概要（フロー図と概要）
- (2) 回収率確認方法（クリーンアップスパイク等）
- (3) ラボコントロール試料の利用計画
- (4) 汚染対策と確認方法
- (5) 分画条件の確認方法と頻度
- (6) 前処理操作履歴の記録

3. GC-MS測定について

- (1) 使用機器及び性能（GC-MSのメーカー、機種、分解能等）
- (2) 測定条件の概要（使用カラム及び分析対象異性体）
- (3) トレーサビリティの確保
- (4) 測定の有効性に関する判断基準
- (5) 汚染対策
- (6) 定量計算時の注意事項
- (7) 測定履歴の記録

4. 結果の報告について

- (1) 測定結果報告書の構成（別添ダイオキシン類測定結果個別記入表を参考のこと）
- (2) 精度保証・精度管理レポートの構成

なお、同レポートには、標準物質、標準溶液、検量線、相対感度係数、検出下限値、定量下限値の決定、操作ブランク値、機器の感度変動、保持時間の変動、各段階における回収率、空試験・二重測定結果及びそれらの結果によるデータ有効性等測定値の精度保証・管理を行う上で必要な事項についての判断基準が含まれること。

産業廃棄物最終処分場に係る浸透水、放流水等の水質検査業務における
ダイオキシン類等分析業務の標準作業手順書作成要領

業務仕様書に定める「標準作業手順書」は、以下の内容及び必要な様式を含んだものとする。

なお、以下の内容と同等と認められる書類がある場合であって、甲の承認を受けたものについては、当該書類をもって対応することができる。

I. 分析業務の外注に関する事項について

(1) 外注先に関する情報（選定基準含む）

※外注先のMLAP認定証（有効期限内のものに限る）の写しを添付すること。

※分析業務に係る外注先との契約書の写しを添付すること。

(2) 全体の業務管理の実施方法

(3) 責任の所在

II. 外注先における分析業務について

1. 全体について

(1) 試料採取から分析、データ整理、データの確定手順、報告書作成等までのフロー図と概要

(2) 全操作ブランク試験の実施計画

(3) 対象媒体の、通常用いる分析条件における定量下限値及び検出下限値

(4) 汚染対策、作業工程管理、異常時の措置

2. 前処理について

(1) 前処理方法の概要（フロー図と概要）

(2) 回収率確認方法（クリーンアップスパイク等）

(3) ラボコントロール試料の利用計画

(4) 汚染対策と確認方法

(5) 分画条件の確認方法と頻度

(6) 前処理操作履歴の記録

3. GC-MS測定について

(1) 使用機器及び性能（GC-MSのメーカー、機種、分解能等）

(2) 測定条件の概要（使用カラム及び分析対象異性体）

(3) トレーサビリティの確保

(4) 測定の有効性に関する判断基準

(5) 汚染対策

(6) 定量計算時の注意事項

(7) 測定履歴の記録

Ⅲ. 結果の報告について

(1) 測定結果報告書の構成（別添ダイオキシン類測定結果個別記入表を参考のこと）

(2) 精度保証・精度管理レポートの構成

なお、同レポートには、標準物質、標準溶液、検量線、相対感度係数、検出下限値、定量下限値の決定、操作ブランク値、機器の感度変動、保持時間の変動、各段階における回収率、空試験・二重測定結果及びそれらの結果によるデータ有効性等測定値の精度保証・管理を行う上で必要な事項についての判断基準が含まれること。

ダイオキシン類測定結果個別記入表

処分場名： _____

採取年月日： _____

採取時刻： _____ ～ _____

採取位置： _____

採取水深(井戸深度)： _____ m

状態（色、濁り、臭い等）	
水温（℃）	
pH	
電気伝導度（μS/cm）	
SS（mg/L）	
n-ヘキサン抽出物質（mg/L）	
Total(PCDFs+PCDDs）（pg-TEQ/L）	
TotalコプラナーPCB(pg-TEQ/L)	
Totalダイオキシン類+コプラナーPCB(pg-TEQ/L)	

	実測濃度 (pg/L)	定量下限値 (pg/L)	検出下限値 (pg/L)	回収率 (%)	毒性等量係数 (TEF)	毒性等量 (pg-TEQ/L)
2,3,7,8-TeCDF					0.1	
1,2,7,8-TeCDF					-	
2,4,6,8-TeCDF					-	
1,2,3,7,8-PeCDF					0.03	
2,3,4,7,8-PeCDF					0.3	
1,2,3,4,7,8-HxCDF					0.1	
1,2,3,6,7,8-HxCDF					0.1	
1,2,3,7,8,9-HxCDF					0.1	
2,3,4,6,7,8-HxCDF					0.1	
1,2,3,4,6,7,8-HpCDF					0.01	
1,2,3,4,7,8,9-HpCDF					0.01	
OCDF					0.0003	
2,3,7,8-TeCDD					1	
1,3,6,8-TeCDD					-	
1,3,7,9-TeCDD					-	
1,2,3,7,8-PeCDD					1	
1,2,3,4,7,8-HxCDD					0.1	
1,2,3,6,7,8-HxCDD					0.1	
1,2,3,7,8,9-HxCDD					0.1	
1,2,3,4,6,7,8-HpCDD					0.01	
OCDD					0.0003	
3,4,4',5-TeCB(#81)					0.0003	
3,3',4,4'-TeCB(#77)					0.0001	
3,3',4,4',5-PeCB(#126)					0.1	
3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)					0.03	
2',3,4,4',5-PeCB(#123)					0.00003	
2,3',4,4',5-PeCB(#118)					0.00003	
2,3,3',4,4'-PeCB(#105)					0.00003	
2,3,4,4',5-PeCB(#114)					0.00003	
2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)					0.00003	
2,3,3',4,4',5-HxCB(#156)					0.00003	
2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)					0.00003	
2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)					0.00003	
TeCDFs						
PeCDFs						
HxCDFs						
HpCDFs						
OCDF						
TeCDDs						
PeCDDs						
HxCDDs						
HpCDDs						
OCDD						
Total(PCDFs+PCDDs)						
Total(コプラナーPCB)						

注1：ダイオキシン類の異性体等名称は日本産業規格K03123による。

注2：コプラナーPCBの括弧内の数字はIUPAC No.を示す。

注3：底質については、単位を濃度にあつてはpg/g、毒性等量にあつてはpg-TEQ/gとする。